

# ヤングケアラーの早期発見と支援について

(参考：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」(案))

令和2年11月

子育て支援課

## 1 ヤングケアラーとは

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より）

### 【ヤングケアラーの例】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

## 2 子ども自身への権利侵害の可能性

- 平成28年に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有する」ことが明確化されました。
- 子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子ども達との関係性をつくっていくなどの「育つ権利」などの様々な権利があります。そして、これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。
- 「ヤングケアラー」の子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。
- そのような状況の子どもに対して、まわりの大人が早く気づき、子どもの思いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、例えケアをしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、子ども自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています。

- ヤングケアラーであった子どもは、大人になってから仕事がうまくいかなかったり、友人関係が築きにくかったりする可能性があります。また、ヤングケアラーの中には、周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。例え1回であったとしても、「周りの人が助けてくれた」という経験を作ることがヤングケアラーの将来のためにも重要です。

### 3 多様な視点からのヤングケアラーの把握

#### (1) 学校

- 学校は、子どもが多く時間を過ごす場であり、子どもの様子がよくわかります。「学校に行けていない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」など、子どもが本来やるべきこと、やれていないとはいけないことが「できていない」というサインが分かりやすく確認できる場です。また、子どもにとって担任や養護教諭など「相談しやすい身近な大人」がいるかもしれません。
- そのため、学校は、ヤングケアラーである可能性に気づきやすい場所であり、早期発見において、学校の協力は欠かせません。学校がヤングケアラーの視点を持ち、アセスメントシートを活用することで、心配な子どものチェックが行われ、区役所子ども・家庭相談コーナー（要対協）に情報提供することが求められます。

#### (2) 福祉サービス、医療機関等多様な機関

- 子どもの親の中には、精神疾患を持っていて、精神科の医療機関や障害福祉の機関等に通院等を行っているケースがあります。また、祖父母の介護をしているなどで、地域包括支援センターやケアマネジャーとの関りがあるケースもあります。
- そういった支援機関においても、ヤングケアラーの概念が浸透し、ヤングケアラーの可能性が確認されるようになれば、早期発見・支援につながります。

#### 【多様な視点からヤングケアラーを把握する】

出典：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」



## 4 ヤングケアラーへの支援における留意点

### (1) ヤングケアラーであることを、子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応

～支援の必要性について、子ども自身が理解・納得できる説明等の向き合い方が重要

- ヤングケアラーへの支援の難しさの1つが、「支援が必要な状況であること」を子ども自身や保護者等が認識していないケースが多いことです。
- 支援の必要性を認識していない場合には、外部の人・機関が家庭内の事情に係ることへの抵抗感などがあり、簡単に支援につなぐことができません。
- そのため、まずは「ヤングケアラー」という概念、子どもとして守られる権利があること、そしてその本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている状況であることなどを丁寧に説明し、子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。  
また、ヤングケアラーがサポートしている人の病気や障がいの種類によっては、子ども自身や自分の家族に対してネガティブなイメージを持ってしまうこともあるため、十分な配慮と慎重な対応が求められます。
- また、支援者の、ヤングケアラーにさせている親や家族への否定的な感情や態度により、親や家族を追い込むような避難、支援をすることで子ども自身を苦しめることがないように、「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう十分留意してください。

### (2) ケアを担っていることを否定しない。

- ヤングケアラーは、自分がケアすることが当たり前だと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。
- そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めた上で、「いつでも助けを求めている」ということや、「自分の人生を生きてもいい」ということをしっかりと伝え、他の選択肢もあるということを占めることが重要です。

### (3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

- 支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受ける」ことに対する抵抗感があったり、「支援を受けている」ということを恥ずかしいと思う子どももいます。また、ヤングケアラーの場合には、「支援が必要な家族がいる」、「支援を受けなくてはいけない家族状況である」ということを周囲に知られたくない子どももいます。
- ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見を持たれないようにするために十分に配慮した対応が必要です。

- また、ヤングケアラー自身が相談したことを、家族に知られたくないという場合もあります。ヤングケアラーからの相談を受けて対応する際には、その点にも留意する必要があります。

#### (4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要

- ヤングケアラーに対する支援は、ケア対象者を福祉サービス等につなぎ、ヤングケアラー自身のケアからの解放や負担軽減を行うことだけではありません。
- ヤングケアラーである子どもたちは、支援を受けることにより、子どもとしての権利が守られるようになる一方で、ケアから解放されたり、ケアを軽減されたりすることに対する罪悪感を抱くことも多く、メンタル面でのサポートも重要になります。
- また、ケア対象者のケアが必要でなくなった後、その喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望などを見失ってしまう人もいます。ヤングケアラーがケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり助言したりしてくれる存在が重要です。
- ヤングケアラーは、同じ境遇の人たちと自分の状況を安心して話し、共感を得られる場を、また元ヤングケアラー（ヤングケアラーでなくなった子ども）は、自分の過去を振り返って皆で共有する機会を求めています。そのような場所づくりを含め、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが相談しやすい人・機関やメンタル面でのサポート体制を考慮する必要があります。

#### (5) 子ども自身を必要な支援につなぐことも検討

- メンタル面以外においても、子ども自身に対する支援が必要である場合には、子どもが適切な支援を受けられる環境につないでいくことが必要です。

#### (6) 「家族調整」が必要

- ヤングケアラーが発生している家庭は、ヤングケアラーがいてバランスがとれている状態となっているため、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっています。そのため、ヤングケアラーへの支援においては、その家族システムの調整が必要となります。
- しかし、ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っているケースもあり、家族に対する直接的なアプローチが難しい場合もあります。また、ヤングケアラーが担っているケアを「サービス」につなぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要となります。
- ヤングケアラーである子どもを孤立させないように守りながら、一方で、家族調整をどう行っていくか、慎重な検討と対応が求められます。